

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「機構」という。）の行う住宅火災共済事業（以下「共済事業」という。）の実施は、保険法（平成20年法律第56号）その他の法令、定款及び業務方法基本規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程中、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 共済委託契約額

第6条に定める火災共済委託契約（以下「共済委託契約」という。）により約定された会員から機構に委託された委託契約額をいう。

二 再調達価額

被災した共済の対象（以下「被災住宅」という。）と同一の構造、質、用途、規模、型式、機能のものを再建築又は再取得するに要する経費の額をいう。

三 付保率

共済委託契約額の再調達価額に対する割合をいい、この率が、被災したとき機構が責任を負う填補の率となる。

四 共済期間

共済委託契約により会員から機構に委託され機構が共済責任を負う期間をいう。

五 損害額

被災住宅に生じた損害の額で、被災住宅を修復する場合の修復経費をいい、被災住宅の保全、応急処置、解体撤去、残存物の取り片付け及び修復工事のため外注した設計監督費、消火の際に使用した消火器の薬剤詰め替え・交換等を含み、点検など通常の維持管理経費を含まない。

(共済事業の対象)

第3条 会員が委託し機構が引き受ける共済の対象は、次の各号のとおりとする。

一 地方公共団体が経営する住宅（公営住宅にあっては公営住宅法第2条第9号に規定する共同施設を含み、それ以外の住宅にあっては同法の共同施設に相当する施設を含む。以下同じ。）とする。

二 前号の住宅には、給水施設、排水施設（汚物処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同塵かき処理施設、道等の附帯施設及び廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、特殊基礎、機械室、避難設備、消火設備、警報設備、監視装置、避雷設備、電波障害防除設備等の共用部分を含む。

三 第1号の共同施設は、児童遊園、共同浴場、集会所、管理事務所、広場、緑地、通路、立体的遊歩道、人工地盤施設、高齢者生活相談所、駐車場等の入居者の共同の福祉のために必要な施設及び改良地区内に建設される保育所、授産所、隣保館、管理事務所、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業所等の住宅の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な地区施設をいう。

2 前項第2号の附帯施設及び共用部分並びに第3号の共同施設及び地区施設は、会員が

経営し、その修復の責任を負うものに限る。

(共同施設等の委託)

第3条の2 前条第1項第2号及び第3号の附帯施設、共用部分及び共同施設の委託については、原則としてその施設の設置の目的である同項第1号の地方公共団体が経営する住宅の委託と併せて行わなければならない。

(てん補損害)

第4条 共済事業によりてん補する損害は、火災による損害のほか、落雷による損害、爆発による損害及び消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置に伴う損害とする。

(免責)

第5条 機構は、業務方法基本規程第31条に定めるもののほか、前条に規定する損害で、地震、津波若しくは噴火によって生じたもの又は航空機の墜落若しくは接触若しくは航空機からの物体の落下によって生じたものについては、火災共済給付金の給付の責任を負わない。

(共済委託契約の申込み、変更及び緊急申込み)

第6条 共済委託契約の申込み（以下この条及び次の条において「申込み」という。）をしようとする地方公共団体は、共済委託契約申込書を共済期間が開始する日までに機構に提出するものとする。

2 前項の場合において、新規の申込みを行おうとする場合は別に理事長が定める公益社団法人公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程等施行細則（以下「施行細則」という。）で定める火災共済委託申込書（新規）を、継続の申込みを行おうとする場合は施行細則で定める火災共済委託申込書（継続）を、使用するものとする。

3 前項の申込書には、施行細則で定める共済目的物件コードを記入するものとする。

4 契約の単位は、棟を単位とする。ただし、団地、建設年度及び構造が同一のものは、一括して取り扱うことができる。

5 共済期間中において対象の規模の変更又は共済委託契約額の変更を行おうとする会員は、施行細則で定める火災共済委託申込書（新規）を使用して申込みを行うものとする。

6 地方公共団体は、共済期間が開始する日までに申込みを行うことが困難な事情がある場合、電話、FAX又は電子メールで緊急申込みをすることができる。この緊急申込みがあったときには、機構は申込みがあったものとみなす。

7 緊急申込みを行った地方公共団体は、その後できるかぎり早く申込みを行うものとする。

(共済委託契約の承認)

第6条の2 機構は申込みの内容を審査し、適正であると判断したときは、共済委託契約を承認し、施行細則で定める火災共済委託承認書を会員あてに送付する。

(共済委託契約の原則)

第7条 共済委託契約は、火災共済給付金（以下「給付金」という。）のみで修復することができるよう再調達価額と同額（付保率100%）で契約するものとする。

2 前項の契約ができない場合においても、会員は付保率100%の契約に近づけるよう極力努力しなければならない。

3 対象住宅が、老朽化等経年減価により付保率100%で契約する必要がないと判断さ

れる場合は、この限りではない。

- 4 再調達価額は、毎年度別に定める標準的な建設単価（以下「標準単価」という。）に当該住宅の床面積を乗ずることにより算出するものとする。ただし、標準単価によりがたい事情がある場合は、機構と協議のうえ標準単価と異なる単価を使用することができる。
- 5 第3項の場合においては、機構は必要な助言をすることができる。

（再調達価額の減少）

第7条の2 共済委託契約の締結後に再調達価額が著しく減少したときは、会員は、機構に対し、将来に向かって共済委託契約額については減少後の再調達価額に至るまでの減額を、共済掛金についてはその減額後の共済委託契約額に対応する共済掛金に至るまでの減額を、それぞれ請求することができる。

（共済期間）

第8条 共済期間は、1年とする。ただし、共済期間統合等のやむを得ない事由があるときは、1年未満又は1年を超え2年未満の期間を共済期間とすることができる。

- 2 共済責任は、共済期間の開始日の午前0時に始まり、終了日の午後12時に終わる。
- 3 共済期間の開始後であっても、火災共済掛金の收受前に発生した損害については填補の責めに応じない。ただし、送金手続上の都合等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（火災共済掛金）

第9条 共済委託契約を締結した会員は、次項に定めるところにより火災共済掛金（以下「掛金」という。）を支払うものとする。

- 2 掛金の額は、共済委託契約額に構造に応じ別表に定める掛金率を乗じて得た額とする。
- 3 前条第1項ただし書の場合の掛金の額は、日割計算によって算出する。
- 4 会員は、共済委託契約を締結したときは、速やかに掛金を納めなければならない。
- 5 機構は、掛金の率について、事業実績及び収支見込みに応じて適宜見直しを行うものとする。

（給付金）

第10条 機構が引き受けた対象について第4条に規定する損害が発生した会員は、施行細則で定める火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書を機構に提出するものとし、機構はそれに基づき給付金を支払うものとする。

- 2 給付金の額は、共済委託契約額を限度として被災住宅に係る損害額に付保率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の算定において、共済委託契約額が再調達価額を超えた部分については、給付の対象とはならない。
- 4 給付金の額の算定は、棟単位とする。
- 5 第2項の場合における付保率は、小数点第8位以下切捨てとする。

（給付金の仮払い）

第11条 会員は、給付金請求金額が確定する以前においても、応急処置等に充てるため、施行細則で定める火災共済給付金仮払請求書を機構に提出し、給付金の額の7割と見込まれる額について仮払いの請求をすることができる。機構はそれに基づき仮払いを行うものとする。

(自動復元)

第12条 給付金を支払った場合、残余の共済期間中においては当初の共済委託契約額は変更しない。ただし、被災住宅に著しく異なった修復を施した場合は契約を更改し、全損の場合には当初の共済委託契約は終了する。

(賠償後の責任)

第13条 会員が損害の原因者に対して損害賠償を請求し、賠償を受けた場合は、機構はその賠償額の範囲で責任を免れる。

(被災報告)

第14条 住宅が被災したときは、その名称、所在地、被災日時、原因、損害の程度その他必要事項を遅滞なく報告するものとする。

2 前項の報告は、施行細則で定める被災報告書により行うものとする。

(火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書の添付書類)

第15条 第10条第1項の火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 施行細則で定める住宅被災調書
- 二 修復工事請負契約書及び工事明細書
- 三 住宅の状況を示す図面
- 四 被災状況を示す写真

(火災共済給付金仮払請求書の添付書類)

第16条 第11条の火災共済給付金仮払請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 施行細則で定める住宅被災調書
- 二 修復工事見積書
- 三 被災状況を示す写真

(請求期限)

第17条 住宅が被災した場合は、3年以内に給付金の請求をしなければならない。

(請求期限経過後の請求)

第18条 第14条に定める被災報告を行った住宅について、修復工事の延引等やむを得ない事情により第17条に定める請求期限内に給付の請求に至らないと見込まれるときは、会員は請求期限の前日までに施行細則に定める火災共済給付金請求遅延報告書に、その理由を記して報告するものとする。

2 前項により報告された遅延の理由がやむを得ないと認められる場合には、会員は3年経過後も給付金の請求をすることができるものとする。

(給付金の支払)

第19条 給付金の請求があった場合は、第15条又は第16条に規定する所定の請求手続きを完了した日からその日を含めて、原則として30日以内に給付金の額を決定し、支払うものとする。

2 前項に定める場合において、給付金の額を決定した後に会員から支払期限を指定された場合は、前項の定めにかかわらず、当該指定された支払期限までに給付金を支払うものとする。

(実地調査)

第20条 第6条の委託契約を締結するとき又は第10条の給付金若しくは第20条の3の特定給付金を決定するときは、共済の対象又は被災の状況について実地調査をすることができるものとする。

(修復しない場合の措置)

第20条の2 第10条の規定にかかわらず、被災住宅を修復しない場合は火災共済給付金を給付しない。

2 被災住宅を修復しない場合は、その被災住宅の共済委託契約は終了し、未経過期間に係る掛金は日割計算の方法によって算出した額を返戻するものとする。この場合において、算出した額に百円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(特定給付金の請求)

第20条の3 前条の被災住宅について、会員が、保全行為、残存物の取り片付け等応急措置を講じた場合、会員は、施行細則で定める火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書を機構に提出し、機構はそれに要した費用のうち、修復しない住戸に係る共済委託契約額の20%に相当する額又は被災住宅1戸当たり100万円のいずれか低い額を限度として特定給付金を請求することができる。機構は、それに基づき、支払いを行うものとする。

2 被災住宅が共同住宅の場合の前項の算定は、共済委託契約額に被災住宅を含む棟全体の戸数に対する修復しない戸数の割合を乗じて行う。

(火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書の添付書類)

第20条の4 前条第1項の火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 施行細則で定める住宅被災調書
- 二 応急措置の工事請負契約書又は請求書
- 三 住宅の状況を示す図面
- 四 被災状況を示す写真

(契約対象の選別と修復しない事態の回避)

第20条の5 会員は、被災時における修復の要否を判別したうえ慎重に共済委託契約の申込みを行い、共済委託契約をしたにもかかわらず修復しない事態を招かないよう極力努力しなければならない。

(異動通知)

第21条 共済の対象が第4条以外の事由により滅失したとき、会員の経営に属さなくなったとき、又は用途、構造などに変更があったときは、遅滞なく機構に通知するものとする。

(会員の義務)

第22条 会員は、共済の対象について、火災の予防など災害を未然に防止するよう努めるとともに、火災が発生したときは、損害の拡大防止・軽減に努めなければならない。

2 第三者からの損害賠償を受けることができる場合においては、その権利を行使しなければならない。

3 被災住宅について共済給付を受けたときは、的確に修復しなければならない。

(解約)

第23条 用途廃止、譲渡など共済委託契約をする必要がなくなったときは解約することができる。

2 前項の解約をしようとする会員は、施行細則で定める共済委託解約申込書を機構に提出するものとする。

3 解約したときは、未経過期間に係る掛金は日割計算の方法によって算出した額を返戻するものとする。

4 解約返戻金は、合計額において百円未満が生じた場合には切り捨てるものとする。

(求償権)

第24条 会員に代わって求償権を行使する場合は、当該会員が通常、原因者に対して損害賠償の請求をする事例を基礎とするものとする。

(電子情報処理組織による手続き)

第24条の2 この規程に基づいて会員が行う申込み、請求及び報告については、施行細則の定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。機構に対して電子情報処理組織による申込み等があったときは、この規程に基づく申込み等があったものとみなす。

(施行細則への委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、施行細則で定める。

附 則

1 この規程は、平成13年3月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 削除

3 社団法人全国公営住宅共済会業務規程は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成15年6月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する

2 第9条第2項の掛金率に関する改正規定は、前項にかかわらず、平成16年4月1日以降に共済期間が開始される契約に係るものから適用する。

3 社団法人全国公営住宅火災共済機構火災共済掛金率表は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条の2の規定は、平成16年4月1日現在共済委託契約がなされているものについては、平成16年度中は適用しない。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日以降に共済期間が開始される共済委託契約から適用する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第1条及び第2条による改正後の規定は、平成18年4月1日以降に共済期間が開始される住宅火災共済事業及び当該事業と併せて実施する助成事業について適用する。

- 3 第3条による改正後の規定は、平成18年4月1日以降に発生した災害から適用する。
(この住宅火災共済事業実施規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降に共済期間が開始される共済委託契約から適用する。)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(経過処置の原則)
- 2 この規程は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結された共済委託契約について適用する。ただし、第2条、第4条及び第19条の規定については、施行日前に締結され施行日以後に有効な共済委託契約に係る住宅の被災が施行日以後に発生した場合には改正後の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者向け災害公営住宅に関する掛金の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、共済委託契約額に、次の表に定める掛金率を乗じて得た額とする。

災害公営住宅火災共済掛金率表

構造	掛金率 (共済委託契約額1,000円当たり年額)
1級構造	8銭
2級構造	14銭
3級構造	20銭

(注) 表中1級構造とは、建築基準法による耐火構造のものをいい、2級構造とは、建築基準法による準耐火構造及び平成5年6月25日改正前の同法による簡易耐火構造をいい、並びに3級構造とは、1級構造及び2級構造に該当しないものをいう。

- 2 前項の表の掛金率の適用期間は、災害公営住宅の火災共済委託契約開始日から5年以内とする。
- 3 この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附 則

- 1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者向け災害公営住宅に関する掛金の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、共済委託契約額に、次の表に定める掛金率を乗じて得た額とする。

災害公営住宅火災共済掛金率表

構造	掛金率 (共済委託契約額 1,000 円当たり年額)
1 級構造	6 銭
2 級構造	1 1 銭
3 級構造	1 6 銭

(注) 表中 1 級構造とは、建築基準法による耐火構造のものをいい、2 級構造とは、建築基準法による準耐火構造及び平成 5 年 6 月 2 5 日改正前の同法による簡易耐火構造をいい、並びに 3 級構造とは、1 級構造及び 2 級構造に該当しないものをいう。

2 前項の表の掛金率の適用期間は、災害公営住宅の火災共済委託契約開始日から 5 年以内とする。

3 この規程は、平成 2 4 年 3 月 2 9 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日以降開始する火災共済委託契約から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行し、同日以降開始する火災共済委託契約から適用する。

別 表（第9条関係）

火災共済掛金率表

構 造	掛 金 率 (共済委託契約額1,000円当たり年額)
1 級 構 造	1 1 銭
2 級 構 造	2 0 銭
3 級 構 造	2 9 銭

注) 表中1級構造とは、建築基準法による耐火構造のものをいい、2級構造とは、建築基準法による準耐火構造及び平成5年6月25日改正前の同法による簡易耐火構造をいい、並びに3級構造とは、1級構造及び2級構造に該当しないものをいう。